

**地方主権型社会に向けた  
市町村支援プラン**

平成20年3月

宮 城 県

## はじめに

平成17年3月に「分権時代の市町村支援プラン」を策定してから既に3年が経過しました。

その間、地方分権改革を総合的かつ計画的に推進するための「地方分権改革推進法」が制定されるなど、地方分権改革は新たなステージに突入し、わが国の地方自治制度は大きな変貌を遂げようとしています。また、平成の大合併といわれる市町村合併が本県においても大きく進展するなど、県内市町村を取り巻く環境にも大きな変化がみられるところであります。

このような中で、市町村と県は対等・協力の関係の下で、それぞれが果たすべき役割分担を明確化し、住民に最も身近な市町村自らが地域の特性に応じたまちづくりを主体的に行っていくことが期待されています。

このことから、この度「分権時代の市町村支援プラン」の見直しを図り、新たに「地方主権型社会に向けた市町村支援プラン」として改訂することといたしました。

今回の改訂は、今後の市町村支援の方向性を明らかにするとともに、主要な支援策及び推進体制を総合的に取りまとめたものとして再構成したものであります。

地方主権型社会において地方行政の中心的な担い手となる市町村が自らの責任と判断によるまちづくりを一層進めていくことを支援し、市町村と県との新たなパートナーシップの構築を目指してまいります。

平成20年3月24日

宮城県市町村支援本部

本部長 宮城県知事 村 井 嘉 浩

# 目 次

	頁
I 本プラン策定の目的 . . . . .	1
II 地方主権型社会に向けた宮城県の市町村支援のあり方 . . .	2
1 地方主権型社会に向けた市町村と県の役割	
2 市町村合併の進ちよく	
3 市町村支援の方向性	
III 地方主権型社会に向けた支援・協力体制の強化 . . . . .	4
1 市町村とのパートナーシップの強化	
(1) 市町村との意見交換・情報共有の充実	
(2) 地方振興事務所を中心とした地域課題の発掘と課題 解決に向けた取組の実施	
(3) 各事業における市町村と県の協働体制の確立	
2 市町村に対する業務運営への支援・人的支援	
(1) 地方機関による業務運営への支援	
(2) 市町村職員の専門能力を高める人的支援	
(3) 税務行政執行体制の整備への支援	
IV 自主的・自立的なまちづくりのための権限移譲の推進 . . .	9
1 基本的な考え方	
2 権限移譲の方式	
3 県の支援措置	
V 市町村振興総合補助金制度の充実 . . . . .	10
VI 市町村合併への支援 . . . . .	10
1 合併市町村への支援	
2 「市町村の合併の特例等に関する法律」(合併新法)に 基づく市町村合併の推進	

	頁
VII 推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・	1 2
1 「宮城県市町村支援本部」の設置	
2 「宮城県市町村支援本部地方支部」の設置	
3 「市町村支援・合併相談コーナー」の運営	
4 市町村支援実績等に関する情報提供	
VIII 今後の課題・・・・・・・・・・・・・・・・	1 3
1 国の地方分権改革の進ちよく状況を踏まえた市町村への 権限移譲のあり方の検討	
2 国の地方分権改革の進ちよく状況を踏まえた県の財政支 援置のあり方の検討	
IX プランの見直し・・・・・・・・・・・・・・・・	1 4

## Ⅰ 本プラン策定の目的

平成12年4月のいわゆる「地方分権一括法」施行により、国と地方の関係は「上下・主従」から新たに「対等・協力」の関係に移行した。

以来、国から地方への税源移譲、国庫補助負担金の改革、地方交付税の改革などが一体的に行われ（いわゆる「三位一体の改革」）、また市町村合併の進展など社会経済情勢の変化を受けて道州制の導入が国政の重要課題となるとともに、平成18年12月には地方分権改革を総合的かつ計画的に推進するための「地方分権改革推進法」が成立するなど、地方分権改革は新たなステージに突入したといえる。

こうした地方分権改革の進展に伴い、市町村と県は、従来の中央集権型の発想、行動様式から脱却し、地域の実情に応じた自己決定・自己責任による地域づくりを進めていくことが求められている。

また、この間地方財政はより一層厳しさを増すとともに、県内における市町村合併も大きく進展するなど、県内市町村を取り巻く環境にも大きな変化がみられる。

このような状況の中、市町村と県は対等・協力の関係の下で、それぞれが果たすべき役割分担を明確化し、住民に身近な市町村自らが地域の特性に応じたまちづくりを主体的に行うことができるよう県から市町村に対してより一層権限移譲を進めるなど、地方主権型社会（※）に向けた取組を行っていく必要がある。

本プランは、地方主権型社会において地方行政の中心となる市町村が、行財政基盤、自立性、専門性を強化し、自らの責任と判断によるまちづくりを一層進めていくことを支援するため、市町村支援の方向性を明らかにするとともに主要な支援策及び推進体制を総合的に取りまとめたものであり、市町村と県との新たなパートナーシップの構築を目指すものである。

### ※地方主権型社会

地方主権型社会とは、国の役割を外交・防衛・通貨といった国家の基本的な役割に限定し、これまで国が持っていた多くの権限や税源を地方に移して、地方がそれぞれ住民のニーズや地域の課題に応じて自主的・自立的に地域のあり方を決めていける社会のこと。

一般的には「地方分権型社会」という表現が使われることが多いが、「国から分け与えられる」という国主導の意味合いが強いことから、本プランでは地方自治の視点から原則として「地方分権型社会」ではなく「地方主権型社会」と表現している。

## II 地方主権型社会に向けた宮城県の市町村支援のあり方

### 1 地方主権型社会に向けた市町村と県の役割

地方分権一括法の施行により、都道府県と市町村の関係についても、その役割の明確化が図られるとともに、新たに「対等・協力」の関係として構築され、都道府県の担任する事務は、「広域にわたるもの」、「市町村に関する連絡調整」、「事務の規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でない」と認められるもの」に限定されたところである。

また、平成18年12月に制定された「地方分権改革推進法」に基づき、国と地方の役割分担や国の関与の見直し等を進め、平成21年度内に新たな地方分権一括法案の国会提出を目指す取組が行われており、更なる地方分権改革の取組が推進されているところである。

このような一連の地方分権改革や道州制の議論の本格化の流れを踏まえると、今後、市町村は、住民に最も身近な総合的な行政主体である基礎自治体として、地方行政の中心的な担い手となることが期待されており、そのための行財政基盤の強化が急務であることから、都道府県は市町村を包含する広域自治体として市町村への支援を強化し、市町村の自立性を高めながら県内各地域の自立的発展のために戦略的な役割を果たしていくべきといえる。

このため、宮城県としては「市町村をサポートする広域自治体」として、都道府県の本来的機能である広域的な課題に対応する役割（広域的機能）と合わせ、市町村への関与を縮減しつつ、助言や支援を側面的に行う役割（支援調整的機能）の充実・強化を図るとともに、規模や性質から本来市町村が行うべき事務を担ってきた役割（補完的機能）については、市町村合併の進ちょくも踏まえ、市町村の規模や専門性等の観点から市町村が十分に対応できない場合に限定するなど、漸次縮小をしていくこととする。

さらに、国と地方の役割分担の抜本的な見直しや国の地方に対する関与の廃止縮小などを内容とする一連の地方分権改革の推移を注視し、地方分権改革が計画どおり推進されず市町村の自主的・自立的な行政運営が阻害されるおそれがある場合には、県は、地域行政の主役である市町村重視の立場から、全国知事会等を通じ国の地方分権改革が着実に推進されるよう国に対し積極的に働きかけを行っていく。

## 2 市町村合併の進ちよく

宮城県においては、「市町村の合併の特例に関する法律」（旧合併特例法）による合併の進展により、平成15年度以降、6市3町が誕生した。

いわゆる「三位一体の改革」の影響や地域経済の低迷等により、合併前の計画どおりにまちづくりを進めにくい情勢の下、各合併市町は、合併による行政コストの縮減に努めながら、新市町を担う人材の育成や専門的組織の整備等により、専門的で多様な行政サービスを提供するなど、合併後のまちづくりを着実に進めている。

合併の効果が十分に表れるためには時間と努力を要するものであるが、合併市町の努力が結実し、地域住民が合併効果を十分に感じられるように、県としては業務運営への支援や人的支援、合併支援事業を着実に推進していくことが必要である。

また、旧合併特例法に続いて施行された「市町村の合併の特例等に関する法律」（合併新法）に基づき、県では「宮城県市町村合併推進構想」を策定し、地方主権型社会に向けた市町村の望ましい姿を提示し、地域の状況に応じた合併への取組が進展するよう、議論喚起と機運醸成を図ってきた。この構想において、「新法下での合併を推進すべき市町村の組合せ」に掲げた気仙沼市と本吉町では、合併協議会が設置され、合併に向けた協議が進められているほか、他の地域においても住民発議による合併協議会設置請求の動きが見られるなど、平成21年度末の合併新法の期限を見据えた合併への動きがある。

県としては、市町村合併は、市町村の行財政基盤の強化及び自らの責任と判断で地域づくりができる環境の整備に極めて有効な手段であることから、それぞれの市町村のあり方について、合併も選択肢の一つとして自主的・主体的な検討が進められるように可能な限り支援する。

## 3 市町村支援の方向性

地方主権型社会に向けた市町村と県の役割分担や県内の市町村合併の進ちよく状況を踏まえると、県は、市町村の自主・自立のための基盤を整備するため、引き続き市町村への権限移譲や必要な財政支援を継続するとともに、自主的な市町村合併の推進を図るべきで

ある。

さらに、市町村重視の県政を推進し、市町村と県の施策の相乗効果を生み出していくためには、市町村とのよりきめ細かな連携を強化し、広域自治体として、市町村との適切な役割分担の下、地域の広域的な課題の解決を図るとともに、高度な技術や専門性が求められる分野を中心に、市町村への側面的な支援を強化する一方、関与の範囲は縮減し、市町村の自立性や選択の余地の確保に努めることが求められている。

このため、県としては、以下のⅢからⅥに示すとおり、市町村との対等・協力関係に基づくパートナーシップの下、地方主権型社会に向けた支援・協力体制を構築し、市町村の自主的・自立的なまちづくり実現のため、より一層の権限移譲を進めるとともに、市町村が自ら必要な事業を選択し、個性的・重点的な事業を推進していくことができるよう、県単独の総合補助金制度の充実を図るなどの取組を強力に進めていくこととする。

### Ⅲ 地方主権型社会に向けた支援・協力体制の強化

地方主権型社会に向けては、市町村は住民に最も身近な行政主体として今後ますますその役割が高度化・多様化していき、県は広域自治体として市町村の区域を越えた広域的課題に対応する役割やより高度な専門的機能を担っていくこととなる。

このため、県は、市町村との適切な役割分担の下、県内各地域の県民ニーズに即した地域課題の発掘及び解決のため市町村とのパートナーシップをより一層強化するとともに、市町村への業務支援体制の整備及び専門能力強化に向けた人的支援の充実・強化を図る。

#### 1 市町村とのパートナーシップの強化

市町村と県が連携し、一体となって地域の課題解決に努めていくことが求められており、県は、市町村との幅広い施策連携を図るため、県内各地域に配置する地方機関の機能を活かし、市町村とのパートナーシップをより一層強化する。



## (1) 市町村との意見交換・情報共有の充実

市町村と県とのパートナーシップを確立していくためには、両者の相互理解と問題意識の共有が重要であり、常日頃から市町村と県との間のコミュニケーションを密にしておく必要がある。

そのため、県内各地域において地方振興事務所（栗原，登米圏域にあつては，地方振興事務所地域事務所。以下同じ。）が中心となって市町村と県との間の意見交換・情報共有の充実を図り，市町村とのパートナーシップを強化する。

なお，意見交換・情報共有の充実を図る具体的手法は，地方振興事務所において決定する。

### 【意見交換・情報共有の充実を図る具体的手法（参考例）】

- 環境保全，防災，交通ネットワーク，医療などの広域的な課題について市町村と県の施策調整を図るための各圏域ごとの政策調整会議の開催
- 地方振興事務所その他関係機関の長が管内の市町村長，幹部職員等を訪問して意見交換を実施
- 合併市町が抱えている固有の課題解決のための合併市町と県の意見交換の実施

## (2) 地方振興事務所を中心とした地域課題の発掘と課題解決に向けた取組の実施

県内各地域の総合的な振興施策の調整については，市町村の自立的な行財政基盤が確立されるまでの間，県の各地方機関が連携してその役割を担うことが求められている。そのため，地域の総合的な振興施策の展開に当たっては，地方振興事務所が中心となって当該地域の地域振興施策の横断的・一体的な推進が図られるよう施策調整を行うとともに，地域の多様な課題を発掘し，市町村と連携して課題解決に向けた取組を行う。

### 【地域振興施策（参考例）】

- 「食材王国みやぎ」にふさわしい地域ブランドを活かした食産業の振興
- 豊かな歴史文化や自然環境を活かした観光産業の振興
- 農林水産資源を活用した産業振興等
- グリーンツーリズム・エコツーリズム等の推進

### (3) 各事業における市町村と県の協働体制の確立

市町村と県の適切な役割分担の下，市町村と県が協働して事業を展開することにより，各地域の行政課題の迅速かつ効率的な解決を図ることができるよう，市町村と県の協働体制を確立する。

#### 【協働項目（参考例）】

##### ○廃棄物処理監視における協働体制の確立

産業廃棄物の不適正な処理の未然防止や早期発見のため，市町村と県が協働して取り組む体制の整備を図る。

##### ○企業誘致における協働体制の確立

市町村と県が協働し，誘致決定企業の受入体制を整備するとともに，誘致した企業からの情報収集や周辺環境整備等の側面支援を行い，新たな企業投資の促進を図る。

##### ○地域情報の発信における協働体制の確立

市町村と県が協働し，地域振興に資する行政施策，地域住民・NPO・企業等の多様な主体が実施する地域づくり活動及びイベント・観光情報等に係る地域情報を発信する。

##### ○災害被害情報の伝達・処理における協働体制の確立

地震・津波・風水害等による災害発生時の被害情報を的確に把握し，迅速な初動体制を確立するため，市町村と県が協働して被害情報の伝達・処理体制の構築を図る。

## 2 市町村に対する業務運営への支援・人的支援

地方主権型社会において，基礎自治体である市町村が地方行政の中核を担っていくためには，市町村はこれまで以上に行財政基盤を強化し，自主性，自立性を発揮した行政運営を進めていくことが求められている。

そのため，県は市町村をサポートする広域自治体として，市町村からの要望に基づく業務運営の支援や市町村職員の専門性を高める人的支援などを行う。

### (1) 地方機関による業務運営への支援

県の各地方機関は，県行政において市町村，地域住民等に最も身

近な行政機関であり，地域の多様な行政課題に対して市町村と連携して解決を図るとともに，市町村の業務運営が適切かつ円滑に推進され，自立的な運営が可能となるよう，市町村からの要望に基づき必要な業務運営支援を積極的に実施する。

#### 【支援項目（参考例）】

○介護分野における業務運営への支援

介護保険の見直しに伴い，県から市町村へ移譲される事務が適切に運営されるよう必要な技術的支援を行う。

○児童相談体制強化への支援

市町村の児童に関する相談窓口の強化を図るため，必要な技術的支援を行う。

○地域リハビリ体制整備への支援

市町村において，リハビリテーションサービスが適切に提供されるよう必要な技術的支援を行う。

○地域振興及び産業振興関連施策への支援

市町村が地域づくりやまちづくり関連施策を推進するに当たり，広域的な観点からの必要な支援及び管内の関係機関等との調整を図る。

○農業，林業，水産業の業務推進への支援

農林水産業分野の中で，市町村の専門知識や技術を高めるための必要な技術的支援を行う。

○市町村土木技術への支援

市町村からの土木技術に関する相談等に応じた必要な技術的支援を行う。

## (2) 市町村職員の専門能力を高める人的支援

市町村が多様な住民ニーズに対応し，より高度な行政サービスを提供していくためには，職員各々の課題解決能力や技術レベルの向上など人材面での資質向上を図り，企画力や政策形成能力を総合的に高めていくことが求められていることから，実務研修の実施をはじめ，市町村の要望に応じた県職員の派遣，相互の人事交流，市町村職員の実務研修受入れ等の人的支援を積極的に実施する。

#### 【支援項目（参考例）】

##### ○県職員の派遣

特定業務に関する技術や専門性を備えた県職員を市町村に派遣する。

##### ○県職員・市町村職員の相互人事交流

市町村職員の専門能力を高めるための方策の一環として、県職員と市町村職員の人事交流を促進する。

##### ○研修生としての市町村職員の受入れ

特定業務に関する実務研修を通じて市町村職員の実務能力の向上を図るため、研修生として市町村職員の受け入れを促進する。

##### ○併任の活用

市町村の行政事務処理の迅速化や問題解決能力の向上を図るため、業務内容等を考慮の上、市町村職員の身分が付与される併任を活用する。

##### ○県職員の短期的派遣

市町村の実務レベルの向上を図るため、県職員の出張など短期的派遣による業務支援・技術的支援を行う。

##### ○実務研修の実施

県職員が有する専門知識や技術等を活かして、市町村職員の実務能力や専門性を高めるための実務研修を行う。

### (3) 税務行政執行体制の整備への支援

税務行政は、高度な専門性が求められる行政分野であるとともに、今後、国と地方の役割分担の見直しに伴い、さらなる税源移譲が確実視されており、その重要性はさらに高まっている。市町村の財政基盤を強化するためには、自主的な税務執行体制のさらなる整備が急務である。市町村と県の税務行政の協働は進展しているが、さらに自主・自立に向けた市町村税務執行体制の充実を図る支援等を積極的に実施する。

#### 【支援項目（参考例）】

##### ○徴収支援担当職員の派遣

市町村と県が協働して滞納処分技法の向上や個人住民税等の滞納額の縮減を図るため、要望のある市町村に対し、徴収支援担当職員の派遣を行う。

○実務支援の実施

滞納者の財産調査，各種財産に対する滞納処分や公売の手法等について，県が市町村に対して実務支援を行う。

○直接徴収や徴収嘱託を活用した支援

様々な理由により市町村では徴収が困難な滞納者に係る徴収金について，県が個人住民税の徴収の引継ぎや市町村税の徴収嘱託を受けて，滞納処分等の徴収業務を行う。

○滞納処分研修会の開催

市町村の税務担当課及びその他の公共料金担当課職員を対象に，滞納整理実務に関する基本的な知識を習得してもらうための研修会を開催し，滞納整理の取組への動機付けを図る。

#### IV 自主的・自立的なまちづくりのための権限移譲の推進

県から市町村への権限移譲については，これまでの取組も踏まえ，市町村が，自らの責任と判断で地域づくりができるよう支援するため，「宮城県権限移譲推進要綱」を策定し，より一層の権限移譲を推進する。

##### 1 基本的な考え方

住民に身近な事務は，極力基礎自治体である市町村において処理すべきであるとの考えに基づき，市町村と県との適切な役割分担の下，広域的な調整を必要とする事務として県が担う必要がある事務や県民の安全・安心の観点から専門的な知識や技術が強く求められる事務など引き続き県が担うことが期待される事務以外の事務については，市町村に移譲することを原則とする。

##### 2 権限移譲の方式

上記の考え方にに基づき，県として移譲が適当と判断する権限を別途「移譲対象事務」として示し，市町村は県に対し，移譲を希望する事務について申出を行い，協議の上，具体的な移譲事務の内容を決定する。移譲対象事務のうち，それぞれの事務が密接に関連する事務については，事務分野別の包括的な移譲を推進する。

また，既に一部の市町村に移譲実績のある事務等を重点移譲事務と位置付け，県として積極的に権限移譲を推進していくこととする。

### 3 県の支援措置

権限の移譲に当たっては、財源措置として、事務処理に必要な経費を交付金として交付するほか、人的支援措置として、職員の派遣を行うなど権限移譲の効果を十分に発揮するために必要な支援を行う。

## V 市町村振興総合補助金制度の充実

地方主権型社会の形成や市町村合併の進ちよくを踏まえ、市町村自ら必要な事業を選択し、個性的・重点的な事業が推進できるよう、平成17年度に創設した「市町村振興総合補助金」について、構成メニューの見直し等、制度の充実を図る。

### 【制度推進の方向性】

- 「個別補助事業のメニュー化+市町村提案事業」という基本スタイルは当面維持しながら、利用状況等に応じて構成メニューのスクラップ・アンド・ビルドを推進する。
- 補助事業内容等について、市町村の意見等を踏まえ、必要に応じた見直しを行い、より一層利用の促進を図る。
- 合併市町の要望上限額については、特例的に合併前の構成団体に応じた上限額を設定しているが、これまでの交付実績や交付税の合併算定等他の特例措置の状況を踏まえ、当面は、現行の特例的取扱いを継続する。

## VI 市町村合併への支援

### 1 合併市町村への支援

旧法下で合併した団体では、新市町建設計画に基づくまちづくりが進められており、それぞれ課題はあるものの合併効果も着実に現れ始めていることから、引き続き、合併団体のまちづくりが円滑に行われるよう、本プランのほか、合併市町移行支援方針（平成16年9月6日宮城県市町村合併推進本部決定）に基づき支援を行う。

#### ○新市町建設計画に基づく県事業の着実な推進

新市町の建設に資する県事業の着実な推進を図るとともに、進ちよく状況の把握や市町との調整を行う。

### ○業務運営への支援・人的支援の実施

- ・合併により新たに市制を施行する場合、福祉事務所の設置が必要になるなど、従来県が行っていた事務について新たに新市が担うべき事務が生じるため、当該事務の移管等が円滑に行われるよう必要な支援を行う。
- ・新市町において今後強化が必要な行政サービスの実施するに当たって、専門的職員が不足する場合、新市町の要望に基づき、一定期間、必要に応じて県職員を派遣する。
- ・市町村職員が合併後に新たに必要となる業務に関する専門知識、技術等の修得に資するため、市町村の要望に応じて研修派遣を受け入れる。

## 2 「市町村の合併の特例等に関する法律」(合併新法)に基づく市町村合併の推進

市町村合併は、市町村が地方主権型社会において行政サービス提供の役割を担うにふさわしい行財政基盤を整えるためには有効な手段であることから、合併新法に基づき作成した「宮城県市町村合併推進構想」に示す考え方に立って、引き続き自主的な市町村合併を支援する。

なお、合併新法は、平成21年度末が期限となっているが、一つでも多くの地域で市町村合併を視野に入れたまちづくりに関する議論喚起や気運醸成が図られるよう可能な限り支援する。また、今後の情勢の変化や地域での議論の進展に応じて、構想対象市町村の組合せについては、機動的に追加、変更を行う。

### ○気運醸成や情報提供

地域での議論喚起や気運醸成を図るため、要請に応じて出前講座を実施するほか、啓発パンフレットの配布やホームページ等により情報提供を行う。

### ○合併協議会等への支援

合併協議会等の運営について財政支援を行うほか、関係市町村の要望に応じて、協議会事務局への職員の派遣や合併協議会等の委員として参画するなど、可能な限り支援する。

## VII 推進体制

### 1 「宮城県市町村支援本部」の設置

本プランに基づく市町村との連携，支援策等を全庁的に推進し，より総合的かつ効果的な実施を図るとともに，県内各圏域における政策課題について検討するため，「宮城県市町村支援本部」を設置する。

#### 【構成メンバー】

- 本部長 知事
- 副本部長 副知事
- 委員 出納長，教育長，部局長，地方振興事務所長，地方振興事務所地域事務所長

### 2 「宮城県市町村支援本部地方支部」の設置

地域の実情に即した政策課題の解決を図るとともに，より地域に密着した市町村支援を実施するため，各圏域ごとに「宮城県市町村支援本部」の「地方支部」を設置する。

#### 【構成メンバー】

- 支部長 地方振興事務所長（栗原，登米圏域にあっては地方振興事務所地域事務所長）
- 委員 関係機関の長等

### 3 「市町村支援・合併相談コーナー」の運営

市町村支援・市町村合併に対する各種問い合わせへの対応や必要な情報提供など，地域に密着した相談窓口として，各地方振興事務所及び総務部市町村課に「市町村支援・合併相談コーナー」を設置する。

### 4 市町村支援実績等に関する情報提供

本プランに基づき実施する支援策については，県のホームページ



等に随時掲載していくとともに、毎年度、本プランに基づく支援実績を取りまとめ、県のホームページ上で公表するなど、積極的な情報提供を図る。

## VIII 今後の課題

### 1 国の地方分権改革の進ちよく状況を踏まえた市町村への権限移譲のあり方の検討

「地方分権改革推進法」に基づき推進されている国の地方分権改革においては、国の義務付け・枠付け、関与の見直しや条例制定権の拡大が検討されており、今後国と地方の役割分担の見直しが行われ、その結果、市町村の自主性、自立性がより強化されていくことが期待されている。

このため、県としては、国の地方分権改革の進ちよく状況を踏まえ、市町村の自主的・自立的なまちづくり実施のための権限移譲のあり方について改めて検討を行う必要がある。

### 2 国の地方分権改革の進ちよく状況等を踏まえた県の財政支援措置のあり方の検討

本来、市町村が自らの事務事業を自主的・自立的に執行するためには、税をはじめとする自主財源の比率を高めていくことが望ましい。

しかし、平成16年度から平成18年度にかけて行われたいわゆる「三位一体改革」においては、3兆円の税源移譲が行われたものの、地方交付税は5兆円程度削減されるなど、地方にとって決して満足のいくものではなかった。このことから、県は、三位一体改革で削減された地方交付税総額の復元・充実に求めるなど、地方の自主財源を確保し、自己決定による行政運営ができるよう国に対し要望・要求を行っていく。

さらに、今後、国の地方分権改革の進展に伴い、国と地方の役割分担の見直しが行われ、その結果、市町村への更なる税源移譲等が進めば、歳入歳出両面での地方の自由度を高めることが可能となり、住民に真に必要な行政サービスを市町村自らの責任で、自主的・効果的に選択できる幅が拡大することが期待される。

このため、県としては、今後の国の地方分権改革の進ちよく状況や大きく変化していくことが予想される税財政制度のスキームを踏まえ、将来的には市町村に対する財政支援措置のあり方について、改めて検討を行う必要がある。

## **IX プランの見直し**

本プランは、国の地方分権改革や県内市町村合併の進ちよく状況を踏まえ、3年後を目途に必要な見直しを行うものとする。